# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和　８年　９月１４日
分任支出負担行為担当官
東北地方整備局　岩木川ダム統合管理事務所長　　平舘　淳一

１　競争入札に付する事項

（１）　調達件名　　岩木川ダム除雪機械保守単価契約

（２）　数量、品質及び規格等　入札説明書による。

（３）　履行期間　　契約締結日の翌日から　令和　９年　３月３１日まで

（４）　履行場所　　岩木川ダム統合管理事務所　外１箇所

（５）　入札方法

１）入札者は、除雪機械保守の履行に要する一切の諸経費を含めた一工数時間当り料金単価及び部品価格の値引率を設定し入札書に記載すること。

２）本件は一工数時間当り料金単価及び部品価格の値引率について契約を行うものであり、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された一工数時間当り料金単価に１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）と部品価格の値引率をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

また、部品価格の値引率については、値引率を％で記載すること。

なお、落札決定後は、当該入札書に記載された金額の積算根拠となった一工数時間当り単価と部品価格の値引率にて、契約を締結しなければならない。

３）原則として当該入札の執行において入札執行回数は、２回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第９９条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

２　競争参加資格

（１）　予決令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

（２）　令和０７・０８・０９年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」（車両整備）のうちＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた東北地域の競争参加資格を有する者であること。

（３）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者は、競争参加資格の再認定を受けていること。

（４）　申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

（５）　３（１）から直接交付又は３（１）に送付の希望を申し出て交付を受けた入札説明書及び仕様書等により作成した申請書等を提出した者であること。

（６）　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（７）　青森県津軽地方生活圏内に東北運輸局長から認証又は指定を受けた整備工場を有する者であること。

３　入札説明書の交付場所等

（１）　入札説明書の交付場所

〒０３６－１４２２　青森県中津軽郡西目屋村大字居森平字寒沢１３８－２

東北地方整備局　岩木川ダム統合管理事務所　総務課

ＴＥＬ　０１７２－８５－３０３５（内線４０４）

メールアドレス　thr-722keiyaku@ki.mlit.go.jp

（２）　入札説明書の交付期限

別表に記載する。

（３）　入札説明書の交付方法

（１）の場所で交付を行う。

なお、送付を希望する場合は、送付先、会社名、担当者名、電話番号等を明記の上、電子メールにより申し出ること。

この場合、原則、電子メールで交付する。

ただし､紙での送付を希望する場合､送付に要する費用は希望者の負担とする。

４　申請書等の提出場所等

（１）　申請書等の提出場所及び問い合わせ先

３（１）に同じ。

（２）　申請書等の提出期限

別表に記載する。

（３）　申請書等の提出方法

電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限まで必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限まで必着。）にて提出すること。

５　入札書の提出場所等

（１）　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

３（１）に同じ。

（２）　入札書の提出期限

別表に記載する。

（３）　開札の日時及び場所

別表に記載する。

６　その他

（１）　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）　入札保証金及び契約保証金　免除

（３）　入札者に要求される事項

参加を希望する者は、申請書等を、４（２）の提出期限までに、３（１）に示す場所に提出しなければならない。

また、５（２）の入札書の提出期限までの間において、分任支出負担行為担当官から申請書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

（４）　入札の無効

競争参加資格のない者、入札に関する条件に違反した者、入札者に求められる義務を履行しなかった者、**５（２）の入札書の提出期限までに入札説明書及び仕様書等（追加・変更・訂正分を含む）の交付を受けていない者**、申請書等に虚偽の記載をした者が提出した入札書は無効とする。

（５）　契約書の作成の要否　要

（６）　落札者の決定方法

予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、一工数時間当り料金単価の最低価格、かつ、部品価格の

値引率の最高をもって入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲の価格をもって入札した他の者のうち、一工数時間当り料金単価の最低価格と部品価格の値引率の最高をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

また、予定価格を下回る（値引率は上回る）入札者が複数で、一工数時間当り料金単価の最低価格者及び部品価格の値引率の最高者が異なる場合は、以下の算出式によって落札者を決定するものとする。

【落札決定のための算出式】

（契約期間中の計画総工数×一工数時間当り料金単価）×｛１＋総工賃額に対する部品価格の比率×（１－部品価格の値引率）｝

なお、予決令第８５条に基づく調査基準価格が設定された場合において、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、予決令第８６条の調査を行うものとする。

（７）　参考見積書の提出

本件の一工数時間当り料金単価及び部品価格の値引率は、競争参加資格確認申請者に見積書の提出を求め、予定価格作成のための参考とするものである。

（８）　その他

詳細は入札説明書による。

別　表

# 入札手続きに係る期限等

３（２）　　「入札説明書の交付期限」

令和　８年１０月１６日（金）　１４時００分

４（２）　　「申請書等の提出期限」

令和　８年１０月　５日（月）　１４時００分

５（２）　　「入札書の提出期限」

令和　８年１０月１９日（月）　１４時００分

５（３）　　「開札の日時及び場所」

令和　８年１０月１９日（月）　１４時００分

東北地方整備局　岩木川ダム統合管理事務所　入札室